学校・幼稚園・保育所・認定こども園等における

インフルエンザ対策のポイント

みんなで知って、みんなで注意!

| □ 市内の発生動向や周辺の状況を把握しておく。(情報の収集) |
|---|
| □ インフルエンザの予防対策や対応策を職員、児童・生徒・園児等、保護者に対して周知 |
| する。(流行期においては正しい受療行動や療養中の注意、重症化の注意など) |
| □ 児童·生徒等の欠席状況のチェック ぜひ、登録しまし |
| ←←学校欠席者情報収集システムへの日々の入力 |
| (発熱・呼吸器症状で欠席者がクラス単位で集積していないか?) |
| □ 健康状態を定期的にチェック |
| (登校・登園しているが、発熱・呼吸器症状者が集積していないか?) |
| □ 咳症状のある児童・生徒・園児に対してマスク着用を促す。(咳エチケット) |
| □ 流行時はクラスを超えた集団での活動を延期することも検討する。 |
| □ 欠席者の状況を勘案して、学級閉鎖等の措置を検討する。(学校・幼稚園) |
| □ 欠席者に対して、発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼稚園・保育園は解熱後3 |
| 日)は自宅療養を指導する。 |
| (その後 2~3 日間マスク着用で登校させることも効果的) |
| □ 施設において、感染が拡大した場合は、所管課・保健所に報告をお願いします。 |
| (学校欠席者情報収集システム参加施設は必要ありません。) |

和歌山市内の状況は…

和歌山市感染症情報センター Kansen-wakayama_jp 和歌山市保健所 ☎(073)488-5109